

第 11 回 P I 外環沿線協議会 会議録

平成 14 年 12 月 3 日(火)
於：東京都庁第一庁舎 5 F 大会議室

【司会(西川)】 それでは、お時間になりましたので始めさせていただきたいと思えます。本日もお忙しい中、協議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。私は本日の司会役を務めさせていただきます国土交通省東京外環調査事務所の西川でございます。よろしくお願いたします。

撮影時間はここで終了させていただきたいと思えますので、よろしいでしょうか。ご協力をお願いいたします。また、傍聴されている方々につきましては、受付で配付しております注意事項に沿いまして、会の進行にご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから第 11 回 P I 沿線協議会を開催いたします。

本日の協議会の終了時間でございますが、これまでと同様、午後 9 時厳守ということで考えておりますので、できるだけ多くの方が発言できるよう会の進行にご協力をよろしくお願いたします。

それから、本日、練馬の湯山さん、武蔵野の伊藤さん、狛江の石井さん、狛江の大貫さんにおかれましては、ご都合により欠席されるとのご連絡をいただいております。何名かの方がちょっとおくらしているようでございますが、会のほうを進めさせていただきたいと思っております。

それでは、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

【事務局(伊藤)】 事務局を担当します国土交通省の伊藤でございます。

それでは、本日の配付資料を確認させていただきます。

一番上に第 11 回 P I 外環沿線協議会とあるものです。まず、1 枚目が議事次第、それから座席表、そして資料 - 1 から 3、参考資料 - 1 から 6 です。

資料 - 1 は前回の会議録になります。資料 - 2 は前回の論点をまとめたもの、協議員から出された意見というものです。資料 - 3 は今回、協議員の方から出された資料です。今回は米津さん、渡辺さん、宮良さん、伊勢田さんから事前に資料提出がございました。これにつきましては、後ほど提出いただいた協議員から説明させていただきたいと思えます。

それから、参考資料としまして、前回の協議会の概要メモをつけております。上に参考資料 - 1 と書いているものです。第 10 回 P I 外環沿線協議会概要メモというものです。

それから、参考資料 - 2 ですが、これは協議員の方に対するアンケート結果です。前回の協議会に対しましては、27 人中 13 人の方からアンケートをいただいております。主な意見をざっと説明しますと、2 枚目のところにご意見としてありますけれども、前回、議論になった運営委員会について、委員会を置くことに反対という意見や、賛成、決め方に対する意見が出ております。それから資料について、できる限り早く出してほしいという意見、進め方について、事務局に対する意見等が出ております。その他のところで、有識者委員会に対する意見などがアンケートで寄せられております。

それから、傍聴者の方に行ったアンケートは参考資料 - 3 につけております。このアンケートは、お名前と住所を書かれているものに限らせていただいております。別紙で傍聴者用アンケートを傍聴者の方にお配りしておりますけれども、ここに書いてありますように、氏名、住所が記入されている方に限って参考資料 - 3 に載せております。

それから、参考資料 - 4 ですが、これは前回以降、各地区で行った相談所の概要の説明です。上石神井区民館で行った相談所の概要です。

それから、参考資料 - 5 は別冊になっておまして、第 13 回東京環状道路有識者委員

会議事次第と書いてあるのが参考資料 - 5 です。これは先日、29日に行われた有識者委員会の当日配られた資料、その後に、そのとき、まとめました最終提言をつけております。この最終提言につきましては、後ほど時間があれば説明したいと思っております。

それから、もとの資料に戻りまして、参考資料 - 6 は、あらかじめ協議員の方にお配りしておりますけれども、前回、議論になりました運営委員会についての事務局の案でございます。

以上が本日お配りしている資料です。

【司会(西川)】 また、机の上にこれまで配付された説明資料等をとじたファイルもお配りしておりますので、議論にご活用いただければと思います。資料については以上でございますが、足りない資料等ございましたらと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、前回、第10回の会議録についてでございますが、事前に皆様にごらんいただきまして、ご意見のあったものについて修正させていただいたものでございます。資料 - 1 をご確認いただきまして、特にご意見等なければ、よろしいでしょうか。会議の内容についてよろしければ、会議録はこれまで同様、本日をもって公表させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、前回の協議会で皆様方からいただいたご意見を整理しております。事務局から説明させていただきます。

【事務局(伊藤)】 資料番号、資料 - 2 でございます。右上のところに資料 - 2 と書いてある協議員から出された意見という資料です。前回、議論の項目、進め方、それから必要性の有無(効果と影響)について、昭和41年都市計画決定時について、その他という大きな項目で議論をいただいております。

まず、進め方については、江崎さん、栗林さんからの資料についての主張、それから運営委員会に関しての前回のやりとりを載せております。

続きまして、必要の有無(効果と影響)につきましては、前回、伊勢田委員から出された資料についての説明です。

3つ目の昭和41年都市計画決定時についてというところは、前回、資料の要求が幾つか出ましたので、それについて整理しております。

その他のところは、有識者委員会についての意見を主に載せております。

以上、前回出された意見の整理です。

【司会(西川)】 ただいま事務局から説明がありました資料 - 2 でございます。協議員の皆様方からいただいたご意見でございます。この資料についていかがでしょうか。

特になければ、このような形でまとめさせていただきます。それでは、次に進めさせていただきますしたいと思います。

続きまして、協議員の方々から提出いただいた資料に入っていきたいと思っております。資料 - 3 でございます。今回は米津さん、渡辺さん、宮良さん、伊勢田さんから資料を提出していただいております。時間の都合もありますので、米津さん、渡辺さん、宮良さん、伊勢田さんで、補足的に説明が必要ということであればご説明をいただくような形で、簡単に説明をしていただければと思いますが、それでよろしいでしょうか。いかがでしょうか。もし補足的に説明が必要であれば、よろしいですか。では、米津さん、簡単に説明をお願い致します。

【米津協議員】 要旨というか、何が言いたいかということだけ言えばいいですか。それとも……。それでいいですか。

【司会(西川)】 そうですね。簡単にポイントだけ、もし必要であれば。

【米津協議員】 では、ご指名いただきました米津です。最初は有識者委員会についての感想と提言が2つございまして、有識者委員会というのは私自身にとってどういう委員

会なのか、もう1回勉強しようと思って、規約だとか、第一次提言書などを読みました。要約すると、第三者機関として公正中立な立場で審議、評価、助言を目的ということが書いてありましたが、この5人の委員の中で外環予定地に住んでいらっしゃる方はだれもいないと私は思うんですが、これは確認したわけじゃないからわかりません。住所が書いていないからわかりません。

一方、こちらのPI沿線協議会では、計画が実施される時には、自分は立ち退かなきゃならないとか、自分の住んでいるところの環境がうんと悪化するとか、そういった方が入っているわけです。そうすると、こちらのほうは、いわゆる大局的な意味というか、つくるか、つくらないかということから議論が入っていると思うんですが、今度の最終提言を見ていますと、結論として、地下でインターチェンジをつくらなくて、地下でやるべきだというようなことが書いてあるとすると、これだけ十何回、この人たちが一生懸命議論した結果が、この前、私が提言した私案とほとんど変わらないとすると、何のためにこの委員会があったのかなと非常に疑問に思うわけです。

こちらの有識者委員会の委員長が、確かに外環についてお互いに話し合っているんだから、表現の仕方として、こういうこともあるのかもしれないけれども、この委員会と有識者委員会は二人三脚をするような言い方をしていましたけれども、立場が違うんだから、絶対二人三脚はできないと私は思いますが、考え方として、二人三脚でやっていくというような言い方がちょっとおかしいんじゃないかと思います。

こちらのほうは、それぞれ皆さんの住んでいらっしゃる場所の立場上、特に各論問題でいろいろと資料だとか、意見だとか出ていたように私は解釈できるんですけど、これをやっているといつまでたっても、つくるのか、つくらないのかという議論に入らないわけです。その場合に、私も結構老人人口の1人ですから、私が生きているうちにもしできるとしても、利用する機会もないし、そんなことで、ここに仮の名前ですけど、「PI沿線協議会」の真ん中に「ヤング層」を入れた委員会をつくったらどうかということをご提案したいと思うんです。この人たちは、外環の延長線ができたときに、実際に利用する人たちです。また、できなかったときに、交通だとか、環境だの何かでもって将来すごく迷惑する人たち。また、外環をつくったときに、どうしても借金が残るでしょうけれども、それを払っていく年代の人たち。20代、30代の人で第2世代の第二外環沿線協議会でも用意したらどうですかという提案です。

もう一つは、この前のときに、私が有識者委員会と同じような私案を出したときに、傍聴の方がこんな時期にこんなものを出すのはけしからんというような言い方をアンケートに書いていました。では、大泉の問題はどうするんだといったら、あれは行政の問題で、外環と関係ないようなことを書いておられましたので、これはぜひお願いしたいんですが、この前の提案のときの一つに、NHKテレビの放送でありましたオランダの例だと思いましたが、つまり、町の中を通り抜けできないような構造にしてある。そういったブロックを町ごとじゃないけれども、大泉のインターの正面一角を、例えばですが、目白通りと大泉学園通りと西武池袋線、もう一つは、笹目通りですか、あの一角をとにかく入っていったらまたもとへ戻っちゃうような構造にしたらどうか。それは、外環と関係なしに行政、国と都でできると思います。それは、町の構造をつくりかえるのは大変ですから、標識の問題で済んじゃう問題です。入っていったらまたもとへ戻っちゃうと、絶対通り抜けができませんから、中に住んでいる人は迷惑をこうむらないんじゃないか。そのかわり、車を運転する人にとって、笹目通り、環八だとか、あの辺は混雑するのは当然ですけども、それは住んでいる人のことを考えたら、少し我慢してもらうしか方法がないんじゃないか、そういうふうに思います。環八の抜け道に使われているようなところで迷惑しているところは、そういうブロックを何カ所も、それは早急につくるべきだろう、こういう提言でございます。

以上です。

【司会(西川)】 ありがとうございます。では、他の3名の方で補足的に説明が必要であれば、説明いただけますでしょうか。

では、渡辺さん、お願いいたします。

【渡辺協議員】 それでは、2つほど質問していますが、少しまとめて話します。

先日、旧保谷市なんですけれども、ここでもって調布保谷線、これは保谷3・2・6号線というんですが、ここでやはり道路でもって反対運動を行っている団体から、PI協議会の話を知ってほしいという問い合わせの中でこういう話を書いてありました。これは11月11日ですが、西東京市長と住民団体との話の中で、市長は、「東京都が平成22年に外環ができると言っている。だから、信じるしかないんだ」と。これはアセスの数字の説明なんです、という言い方をしています。一方、東京都は11月14日に、36m道路関係7団体がありまして、この話し合いの中で、「国が首都圏整備計画で平成22年に外環は完成するとしているのだから、アセスは適正だ」と発言した。「ただし、現状認識では難しい」とも発言した。

これらの背景には、昨年4月の住民と東京都の話し合いの中で、調布保谷線のアセスについて、調布保谷線が完成予定の平成22年度の計画交通量、これは外環の一部が完成したときの数値である。また、一部とは大泉インターから中央道を経て東名高速までだ。また、外環が開通しない場合の数値は持ち合わせていない。いいですか。開通しない場合の数値はないんだ。できた状態しかそういう数値をつくっていない。こういう発言をしたと言っているわけです。これは、外環がつかないことも想定した話し合いを今やっているわけですが、このような段階で、一方的な説明を東京都が行っているということに対して、何年前に作成された総合計画かわかりませんが、実態を踏まえずに、しかもアセスなんかのもとになる数字を言う場合に、このような無責任な説明を都のしかるべき立場の方が行っている。無責任きわまりないということが言えると思うんです。これに対して東京都の見解を求めたいと思います。

2つ目ですが、先日、金曜日にありました有識者委員会ですが、ここでは、設置目的に、「PIプロセスの時間管理を念頭に置きつつ、手続の透明性、客観性、公平さを確保するために、公正中立な立場からPIプロセスについて審議、評価、助言する(第2条)」となっているわけです。こう書いてあるにもかかわらず、PI協議会の話し合いの進展状況に合わせた助言ではなくて、有識者委員会の開催ペースに合わせたような資料内容をPI協議会の話し合いの状況と関係なく、一方的に事務局に提出させて、有識者委員会開催ペースに合わせた話をしている。しかもPI協議会というのは、いろいろありましたけれども、正式には6月から始まったわけです。まだ半年しかなくていいわけです。

ところが、たたき台の提案から2カ年を目安に、政策方針を行うべきだと結論づけて、来年の3月には最終的に必要性について決めるべきだと、こういう非常に無責任な提言をしたところなんです。ここでは、たたき台の提案から2年経過と有識者委員は判断しているんですけれども、たたき台の提案時に、あのときに反対連盟はこういう要求をしたわけです。現在の時点で国が考えている地下案とはいかなるものか、どんな形のものかということを示してほしいと国に求めた立場上、説明会を認めました。これはあくまでも一過性、その場限りだということであって、このたたき台を正式な案として示すのであれば、改めて再提案し直せということの確認を得て説明会の実施を我々は認めたわけです。にもかかわらず、事務局の説明が十分だったか、不十分だったかわかりません。また、有識者委員が勝手にたたき台を正式提案だと判断したのか、これはわかりませんが、こういう無責任きわまりない、平成15年3月をめぐるといって提言を有識者委員会が行ったことに対して、国と東京都の説明を求めたいと思います。

以上です。

【司会（西川）】 ありがとうございます。他にはありますか。では、宮良さん、お願いいたします。

【宮良協議員】 次の資料 - 3のところなのですが、都市計画法の新旧の比較について、これは資料としてご提示させていただいています。それぞれ旧都市計画法、それから今の都市計画法なんですけれども、本文につきましては、1枚紙、取りまとめの後にそれぞれ全文をつけさせていただいています。若干ご説明をしますと、旧都市計画法なんですけれども、大正9年から、廃止の決定は昭和43年なんです、その下の手続の流れを見ていただきたいんですけれども、第3条に規定がございまして、都市計画法案、都市計画事業及び云々と書いてあります。特に都市計画については、一番最初にある都市計画の案です。これは流れを見ていただくと、都市計画審議会の議を経て主務大臣が決定、内閣の認可、そういう手続をとります。

それから、今の都市計画法の手続なんです、それに対比して右側に書いてございます。この例は、都道府県が決める都市計画の例を記載しております。原案の作成、続きまして、必要があれば公聴会や説明会を開いて住民の皆さんの意見を聴取する。案をつくり、関係する区市町村のいろいろご意見を聞いて、都市計画の案を縦覧、みんなにお示しをして、また意見をいただく。それから都市計画審議会に付議されて、東京都の場合、国土交通大臣の同意を得て都市計画決定をいたします。そのような流れになっております。

これにかかわりまして、前回、新協議員から、昭和41年外環のときの都市計画審議会の関係の議事録をぜひ討議のために必要ですから見せていただきたいというお話がありました。それに関しましては、前回、いろいろる、るというのは東京都の情報公開条例のことなんです、その中で担当の部課と調整をいたしまして、閲覧については可能なようにいたしました。ただ、分量がいっぱいありまして、ここに持って来たんですけれども、これが2つくらいあって、7分冊、大体150ページくらいあります。条例では、個人を特定できるような、個人名もそうなんです、それは非開示になっていますから、その作業をただいまやっています。大体1週間ほどお時間をいただきたいんですが、12月16日ごろには閲覧可能なようにできる旨、事務を進めております。場所なんです、東京都の私どもの外環担当の課で行いたいの、スペースの関係がございまして、事前にご連絡いただければと思っています。なお、写し、要するにコピーについては、やはり手数料をいただいてやるようなことになっております。

以上であります。

それから、もう一つ、新協議員から、前回の協議会の中で、東京都の総合計画等における外環の位置づけで、特に昭和38年、昭和41年、長期計画と基幹的重要事業実施計画というのがあって、この中に外環に関するところがあるから、その部分を抜粋というお話がありましたけれども、これについては、7回の、皆さんのお手元のファイルの中の7-10にございますが、一覧表を私どもで皆さんにお示ししまして、当該、昭和38年、41年については外環の位置づけはない。42年に、「これからの東京」、これはまさに記載があるので、コピーを渡しました。そういう取り扱いにさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【司会（西川）】 ありがとうございます。

では、伊勢田さん、補足説明をお願いいたします。

【伊勢田協議員】 資料 - 3に、前回の有識者委員会で建設大臣が外環を強行するべきではないという発言をしたときの国会の会議録を出してほしいというお話がありましたので、用意したのがこの会議録でございます。昭和45年10月9日、参議院建設委員会の会議録でございます、該当する外環の部分は10ページ目の上から3段目の真ん中ほどですが、春日正一議員の質問で始まります部分からでございます。外環環状道路についての質疑応答が春日正一議員と吉兼都市局長及び根本建設大臣との間で行われまして、その

部分が14ページ目の上から1段目まで続いております。やりとりがあるんですが、該当する部分は12ページ目の上から3段目の一番右側のところでございますが、「少なくともそうしたことで地元と話し得る状況のとのうまでは、これは強行すべきではない、こう思っています。だからその間においては、しばらく私は凍結せざるを得ない。こう思っています」という部分が、いわゆる凍結となっている部分でございます。

もう一つの資料でございますが、1枚紙でございます。前回、江崎さんからのご指摘で、埼玉外環の効果として国から提出した効果の資料で、同じ大門という測定箇所があるはずだと、道路交通センサスにおいて同じ測定箇所があるはずだということで、調べましたのが下の図でございます。確かに大門という同じ地名の箇所がありますが、路線の方向が違っておりまして、埼玉外環と平行する道路の直近の箇所としての道路交通センサスとしては、間宮というところが適切かと考えている次第でございます。

以上でございます。

【司会(西川)】 ありがとうございます。ただいま米津さん、渡辺さん、宮良さん、伊勢田さんから資料の補足説明をいただきました。先ほど事務局から参考資料-5の有識者委員会の資料を簡単にご紹介させていただきましたが、資料-3の中にも有識者委員会の内容について触れている部分がありますので、もう少し参考資料-5の補足説明をした方が今後の議論になるのかなと考えております。それでは、事務局から参考資料-5をもう少し補足させていただきます。

【事務局(伊藤)】 参考資料、別冊の資料です。まず、その前に有識者委員会の規約をもう一度確認させていただきたいと思っております。この有識者委員会は昨年12月に設置されまして、規約は資料についていないんですけれども、目的は、外環の計画においてPIプロセスの時間管理を念頭に置きつつ、手続の透明性、客観性、公平さを確保するため、公正中立の立場からPIプロセスについて審議、評価、助言するとなっております。その所掌事項ですけれども、以下の事項について実施するものとなっております。一つ目が、PI手法や進め方についての検討、評価、二つ目が、必要に応じ市民等の意見を把握、整理、分析、三つ目が外環計画の必要性(効果と影響)及び内容について審議、四つ目が基本計画策定に当たり配慮すべき事項、方向性に関する助言、報告、五つ目がその他の必要な事項となっております。

この規約に沿いまして、昨年12月から計13回議論していただいて、この間、11月29日に最終提言として取りまとめいただいたものです。この参考資料-5ですけれども、前半は当日の資料です。白い表紙でその中にとじています「東京環状道路有識者委員会 最終提言」と書いている資料があると思っております。冊子と別とじになっている資料です。これが当日の議論を踏まえて、議論の中で修正箇所も幾つか出ましたので、その修正箇所を直した最終提言がこの冊子です。

中身ですけれども、開いていただいて、1ページの前に目次があります。この最終提言の構成ですけれども、大きく4つの観点、外環におけるPIの経緯、これまでのPIについての評価、三つ目が配慮すべき事項と今後の方向性、それと本委員会の果たした役割という4つの柱となっております。

PIの評価につきましては、寄せられた意見の整理・分析、それからPI手法についての評価、情報提供及び意見の把握状況についての評価、寄せられた意見への対応に関する評価、情報提供の内容についての評価という5項目で評価をいただいて、最後、評価のまとめとなっております。全部は紹介できないので、主なポイントですけれども、まずPIの取り組みについての評価ということでは、これまでの11月までのPIプロセスですけれども、それについては、総じて行政側からおおむね合理的な資料提供がなされていると評価されております。提言の中でいきますと3ページ目の(6)のところですか。これまでのPIの評価のまとめということで、これまでのPIについてはそういう整理を、評価

をしていただいていると思うんです。

配慮すべき事項と今後の方向性ということで、まず、意見の整理ということで、これまでの意見の論点を整理していただいています、それは大体広域的な外環の必要性を認める意見が多いが、移転家屋や環境悪化など沿線地域の影響に対する地元の不安は依然解消されていないという意見整理をされております。

それから、今後の方向性の中で、基本的方針の決定というところで、この3ページの下のところインターチェンジと上部利用と書いておりますけれども、そこで書いていますように、今後は移転戸数を少なくし、地元住民への影響を軽減するため、インターチェンジ無し地下案を検討の基本とし、地元区市と調整の上、速やかに基本方針を決定すべきというような内容が書かれております。

それから、先ほどの不安が解消されていないというところで、特に沿道環境への不安が解消されていないということで、その点につきましては、今後、基本的方針を定めた後に、正式な環境アセスメント手続の段階でさらなる評価を行うべきというような提言をいただいております。

以上が前回の有識者委員会で出されました最終提言の概要です。

【司会(西川)】 ありがとうございます。それでは、今まで4名の方、今日提出していただいた資料の補足説明をいただきまして、参考資料の説明をさせていただきました。

それから、これまでに提出された資料につきましては、先ほどご紹介したように、机の上のファイルにとじておりますので、これまで議論が不十分であった点について、もう一度議論するという場合にはこちらを使って議論していただければと考えております。

これから、資料の内容について、最初、冒頭ご質問いただきながら進めていきたいと思っておりますが、いかがでしょう。

では、武田さん、お願いします。

【武田協議員】 前回の議事録の20ページを見ていただきたい。20ページの頭です。「私からの資料要求です。今の外環計画は、昭和41年に都市計画決定されています」と。旧法の都市計画法、現在の都市計画法、これはついていきますね。「それから、もう一つは、私どものほうの関越は、残念ながら都市計画決定された事業ではございません。国土幹線道路計画ということで一気呵成につくられたものです。ですから、都市計画はされていない」、その下、「そこをお願いしたいのは、国幹審の審議会の中で、当時の外環計画はどういう議事録が残されているのか。その経緯だけは詳しく知っておきたい。あとの、理由は、またその討議の中でいろいろ申し述べたいと思います」と、しています。どうして国幹審の議事録がきょうは出せないの。

それから、さっき、この資料要求したのは新さんと言っているけれども、この資料要求の旧法の都市計画法と現在の都市計画法は私が資料を要求したわけです。議事録は間違っていない？

改めて整理します。国幹審の審議会の中で、当時、外環計画はどういう審議をされているのか、あるいは関越についてはどういう審議をしたのか、その経緯を詳しく知りたいということを言っている。関越は都市計画決定事業じゃないでしょう。だから、その経緯を知っておかないと、つまり、原点論をやるならば、私たちは旧都市計画法よりも、もっとあいまいな前世紀的な法律のそういう手続をしないで国幹審で一方的にばんばんやられた。だから、その経緯は知っておきたい。渡辺さんや、濱本さんが言われる原点論よりも、私どものほうはもっと惨めな原点論があるわけです。そのところを少なくとも前に出して、皆さんが、当時はひどかったんだということを理解し、だから今PIでいろいろ協議をしているんだと。この新法もいろいろ問題がありますけれども、ということなんです。どうしてこれはないの。

【司会(西川)】 どうもありがとうございます。では、伊勢田さん、お願いします。

【伊勢田協議員】 国幹審の審議会の議事録につきましては、平成9年からの分につきましては直ちに閲覧できるんですけども、当該路線は大変古うございまして、ただいま探しているところでございます。もしばらくお時間をちょうだいしたいと思います。次回までに何とかさせていただきたいと考えております。

【司会(西川)】 ありがとうございます。もう1点のほうを宮良さん、お願いします。

【宮良協議員】 宮良です。失礼しました。都市計画法の旧法と新法については武田委員からの要求でございます。

【司会(西川)】 ありがとうございます。それでは、今の点はよろしいでしょうか。

【武田協議員】 いや、よろしくない。だったら、こういう作業をしておりますということちゃんと言ってもらわないと、何のための議事録なんですか。非常に不愉快。原点論をきょうやろうというわけでしょう。原点論に絞って、きょうやるんだから、その当時の資料が必要だということを言っているわけです。別に過去の古い歴史にこだわってどうこうといったって、それが戻ってくるわけじゃない。ただし、当時はこういうことだったが、少なくともこれからの外環づくりにはそういうことがあってはならない。改めてそれを確認して、それぞれの論議をしましょうというのが原点論の第1だと思うんです。そうじゃないですか、濱本さん。だとするならば、資料はもっと真摯に出してもらわないと議論にならないじゃないと思います。回答は要りません。

【司会(西川)】 ありがとうございます。では、今の関連ということによろしいですか。濱本さん、お願いします。

【濱本協議員】 濱本です。今、武田さんと同じように、私からも要求した資料が全然出ていないということですね。だから、要求した資料が出ないと原点の話もできないし、すべて資料を出していただかないと議論できないでしょう。その辺はどうお考えになりますか。一つ一つ申し上げませんけれども。

【司会(西川)】 ありがとうございます。それでは、資料の提出については何か。では、濱本さん、お願いします。

【濱本協議員】 先ほど宮良さんから、今、資料がそこにあって、これから新さんなり、私なりがおたくのほうへ伺って閲覧してコピーしなきゃならないという話なんです、それができなければ全然議論できないじゃないですか。その辺はどうお考えですか。16日まで待てという話だったけれども、それから資料を集めて、それを読ませていただいて、それからじゃないと何も、我々は皆様方に質問もできないし、こういうことだったという話もできませんし、そういうところはどういうお考えですか。やっぱり我々が行って資料をコピーしなきゃいけないんですか。

【司会(西川)】 ありがとうございます。では、宮良さん、お願いします。

【宮良協議員】 議事録そのものについては、先ほど申し上げましたように、個人名とか、個人を特定できるような事柄を今、一生懸命消しています。ちょっと作業時間をいただきたいことが一つと、もう一つは、とりあえずということじゃないんですけども、概要については、前回、提出させていただいたので、それで話をさせていただければと、そういうふうに考えています。

【司会(西川)】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。今、作業中ということですので、今後の議論の時にそれを提出して、それで議論するというところでよろしいですか。

【濱本協議員】 ただ、私はこの間、都市計画委員のメンバーだけ教えてくださいと申し上げましたけれども、それは出ないんですか。発言した内容についての氏名は私は構わないですが、当時審議に参画された都市計画審議委員120名のメンバーを教えてくださいと私は申し上げただけけれど。

【司会(西川)】 ありがとうございます。では、宮良さん、よろしいですか。

- 【宮良協議員】 基本的には個人の名前は非開示なので。
- 【濱本協議員】 メモも出せないの。
- 【宮良協議員】 ええ。メモでも、それはちょっと無理です。
- 【濱本協議員】 いや。メモじゃなく、参画して審議されたメンバー自体の氏名は出せないですか。
- 【宮良協議員】 具体的な個人のお名前は非開示になっています。
- 【司会（西川）】 メンバー表ということですか。
- 【濱本協議員】 メンバー表と、どなたが、どの委員が何を発言されたかということは意味が違うでしょう。120名のメンバーは、どんな方が審議委員だったのか教えていただきたいと僕は聞いているだけだよ。
- 【宮良協議員】 個人名も非開示で、消してみんなに見ていただくことになります。
- 【濱本協議員】 そんなばかなことはないんじゃないの。じゃあ……。
- 【成田協議員】 ちょっといいですか。情報公開条例ができてまだ十数年ですけども、以前の都市計画審議会の議事録等は開示されることを前提にしてつくっている議事録じゃございませんので、開示されないことを前提としながらできていた当時の議事録ですので、その辺、今は開示を前提にしながら、いろいろな会議とか、整理されていますけれども、そういうことでプライバシーの保護とか、そういうことから、開示できる部分とできない部分をきちんと峻別して、それでお出しするということになっておりますので、ご了解いただきたいと思います。
- 【司会（西川）】 どうもありがとうございます。関連することで。では、倉田さん、お願いします。
- 【倉田協議員】 濱本さんのおっしゃっていることは、Aさんが何を発言したとかじゃなくて、都の都市計画審議会委員のメンバーは百何人いらっしゃるわけでしょう。その百何人のメンバー表、発言は関係なく、だから、1枚か2枚、それは出せるでしょう。議事録とかそういうことじゃないとおっしゃっているので、それは出せるはずだと思います。
- 【司会（西川）】 今のメンバー表について、では、宮良さん。
- 【宮良協議員】 個人の名前は、いわゆるメンバー表で、今のお話はわかるんですけども、個人名は出せませんので、前回、メンバー構成として、委員数とか、内訳とか、資料を提出させていただきましたので、それをご参照いただければと思います。個人名はそういうことで、非開示になっています。
- 【司会（西川）】 どうもありがとうございます。それでは、渡辺さん、お願いします。
- 【渡辺協議員】 関連質問なんですけど、それと同様に、きょう、大寺さんがお見えじゃないんですけども、成田協議員が先日、41年のときの都計審における地図が東京都にはないから、国のほうじゃないかということで、大寺さんが探してみましようという話をされたんですけど、それはどうなっていますか。
- 【司会（西川）】 ありがとうございます。
- 【成田協議員】 じは、私のほうから、今、渡辺さんがおっしゃったのは、渡辺さんが前々回ですか、出した資料の中で昭和36年の図面をお示しなされたと思いますけれども、それは当時、建設省で検討されていたといわれるものだと思いますけれども、議事録の中でA、B、C、Dと、それからCとDがルートが変わっているということでございましたけれども、都市計画審議会でA、B、C、Dという形で整理されたのは昭和41年時点のものでございますので、昭和36年時点では、A、B、C、Dと、そういうのは渡辺さんにいただいたのには確かにありますけれども、それが即都市計画審議会の説明資料として使われたわけではございませんので、審議会では審議会用に掲示図面を整理しておりますので、そこは一致しないのは、同じものを使っているということではございませんので、そういうことでご了解いただければと思います。

【司会（西川）】 どうもありがとうございます。では、渡辺さん、お願いします。

【渡辺協議員】 私がこの間言ったのは、昭和36年という話はしていません。堀江先生の図面といったんです。

それからもう一つ、そのときに説明に使った言葉をまとめられた、議事録をまとめた。そのときに一緒についていた図面があるじゃないか。それが東京都のほうで見つからないということで、それまでは国がやったから、大寺さんにげたを振ったはずで、預けたはずで。それについてどうかと聞いているんです。36年という話はどこから出てきたんですか。私は言っていません。私は、堀江先生のものが4年ほど前に出ているから、それが何だという話をしたので、それも古いはずだということで、では、都計審で使ったときの図面を探してくださいといったら、成田協議員が大寺協議員に振っただけの話です。それについてどうなんですか。今の回答は、私の前回のときには触れていません。違う話になっています。

【司会（西川）】 どうもありがとうございました。では、成田さん、お願いします。

【成田協議員】 いいですか。今、渡辺さんがおっしゃったのは、都市計画学会の論文集195ページに、失礼しました、36年と書いてありますが、これは35年と表示されていますけれども、この図面のことをおっしゃっていたわけですね。A、B、C、Dというふうに言われたのはそれですね。

【渡辺協議員】 そうです。

【成田協議員】 これに関しましては、都市計画に使われたものじゃなくて、それ以前に国のほうで検討されていたものを引用されていたのではないかと我々はこれを見ております。

【渡辺協議員】 ですから、都市計画に使った図面を見せてくださいと言ったんです。

【成田協議員】 それはこの間、お断りしましたように、公文としてのものじゃなくて、それは今残っておりません。

【渡辺協議員】 都計審で使った資料が残っていないんですか、地図も。議事録だけは残っているけれども、地図がどこに行ったかわからんということですか。

【成田協議員】 都市計画の要件としてのもの、それは残っております。当時は都市計画の要件ではなくて、説明資料として使ったわけでございますので、都市計画の説明としましては、当時のCのルート、これが都市計画の説明でございます、A、B、Dというのは、参考としてこんな形で検討されていましてというための説明でございますので、A、B、Dというものは、説明資料として当時されたものでございますので、正式な公文としては残っておりません。

【司会（西川）】 どうもありがとうございました。

【渡辺協議員】 今の成田協議員の話は、私の言っていることに答えていないんです。議事録はいいんです。議事録のときに、公文に残すというか、逆に、そのときに参考にした資料として地図があるわけです、路線図が。そうでしょう。それはどうしたんでしょうかと聞いているんです。

【成田協議員】 公文じゃございませんで、残っておりません。参考資料です。公文として残っているのは当時の都市計画法による要件、この要件のものに関して残しているだけです。

【渡辺協議員】 では、地図は残っていないということですね。ないんですね、地図は。

【成田協議員】 公文としては残っていません。

【渡辺協議員】 公文としてなくても、では、参考資料として残っていませんか。

【成田協議員】 我々のところには今ありません。

【渡辺協議員】 どこにあるんですか。

【成田協議員】 東京都としては保存しておりません。

【渡辺協議員】 では、どこにあるんでしょう。東京都になかったら、国にあるんですか。

【成田協議員】 いえ。都市計画のときの今説明したものということですね。

【渡辺協議員】 そうです。

【成田協議員】 そうですね。ですから、それはたくさんいろいろな資料がありますけれども、その資料を全部とっているわけじゃなくて、保存の規則がありまして、最低限、公文として残すものと、参考資料とか、そういうものは既に、そんなにたくさん持っている、保存するわけじゃございませんから、破棄されているものもありますし、破棄されないものはあれば出しますけれども、正式な公文として、既にこれは残っておりません。

【渡辺協議員】 そんな話はどうだっていいんです。そうじゃなくて、参考資料でもいいから、地図があったはずですよ。地図をもとにそういう説明をされたわけですね、どのルートにすると。ですから、そこで使った地図、参考でも何でもいいです。これは残っていないんですかと聞いたんです。破棄したなら破棄したと言ってください。はっきりしてください。私の問いかけに、成田協議員の話はのらりくらり、触れたか触れないか、本質、私の聞いた話じゃないことばかり言っているんです。あるかないかだけはっきり言ってください。

【成田協議員】 私は先ほどからはっきり申ししています、残っていませんと。公文が残っているだけです。

【司会(西川)】 どうもありがとうございました。今ので回答としてはよろしいでしょうか。

【新協議員】 関連の質問です。

【司会(西川)】 新さん、お願いします。

【新協議員】 東京都がやっているわけですね。成田さん、A、B、C、Dと言いましたね。書いてあります、そこに。書いてあるということは、何か根拠があって言っているわけでしょう。最初から、現在の外環のルートを1本で提案されたというのではなくて、そういうプランがあったとおっしゃっている。だけど、それは、例えば三鷹市よりも離れて、調布だとか、どうだとかと書いてある。それは根拠がないじゃないですか。一体どこに根拠があるんですか、それが無いということは、参考文献にもどこにもないということだと、ただ、外環の今のルートありきですか。それが私にはどうもわからない。

だって、当時の都計審というのは、早い話が住民にとってみたら詐欺みたいなものです。これは大日本帝国憲法によってつくられた都市計画法です。戦後何十年もたって、勅令でやっているわけ。しかもこれは公聴会も何もやらないでやっていいという法律なんです。当時からだって、建築紛争だとか、そういったことはたくさんあったはずですよ。それで、都計審はみんな住民から逃げ回って、特別委員会みたいなのを開いてやっているわけです。

我々は全然わからなかった。我々の先輩は、国会議員を追いかけ、建設大臣を追いかけ、都知事を追いかけ、都庁に押しかけて、そこはどこで開かれているのか、どういう討議をしているのか、みんな聞きに行った。だれ1人として答えようとしな。そういう状況の中で、勅令による旧都市計画法によって計画決定されているんです。その事情というものを私は怒りを持って聞いているんだよ。20年もたって勅令で決めて、戦争が終わってから20年もたって、しかも勅令で決める。ましてこの3年後には新都市計画法ができています。これは、実はこの話をまだするつもりじゃなかったんです。今の都計審の資料が出てから、この都市計画法の話をしよと思ったんだけど、そういう状態でやっているわけです。だから、人全部資料を結局隠しちゃうわけです。じゃないかと私は思うの。

考えてみればおかしな話だ。成田さんだって、A、B、C、Dと書いてあるんだから、では、A案はどこなんですか、A案というルートは。地図の上に示してください。おかし

な話だね。東京の新しい60年後のプランというのがここに載っているけれども、あれを見たって、まるっきり今の外環のルートとは違いますね。考え方としては、結局外環のルート上に大きな流通センターをつかって、都市に入ってくる交通をそこでとめて、結局、物資の流通センター、そこでもって例えば荷物を小さい車に積みかえて運び出そうという計画です。そうすると、今、国と東京都が、住民の反対があったから言っているのかもしれないけれども、つくろうとしている道路というのは、全くそんな流通センターなんかつくれる道路じゃないです。高速道路と高速道路をバイパスで結ぶだけの道路でしょう。全く根本的に意味が違ってくるわけ。違ってくれば、これは何も外環ルートに通す必要なんてないわけです。それをどうしても今の外環のルートに通させてくれというのであれば、とことんその必要性について国と東京都がはっきりと住民にお願いをし、説明をするべきなんです、その必要性について。だから、言っているんです。その原点になるから、この都計審の資料とそういったものを言っているんです。

ですから、今のメンバーがどういうふうになっているか知りたいというのは、現実の問題として、そのときに出てきたメンバー、東京都の資料にも役職とか、どこに所属しているかということは出ていますけれども、現実にはどういう人が出ていったかというのはわからないんです。そのうちの1人か2人は私も知っています。私が知っている市議員が1人出ています。もう亡くなった方なんですけれども、そういうことも全部含めて、どういう方々が集まって、どういう形で説明を受けて、どういう決まり方をしたのか。何で住民の声を1人として聞こうとしなかった。1人じゃなくて、建設大臣や都計審の委員長が聞こうとしなかったのか。それが知りたい。何で特別委員会を開いて強行突破したのか。それも知りたい。

【司会（西川）】 新さん、すみません。もう少しまとめていただけますか。

【新協議員】 ですから、名前の資料はぜひ出していただきたい。

【司会（西川）】 では、他にございましたらお願いします。

【濱本協議員】 宮良さんにもう一度お聞きしたいんですけれども、19ページの議事録をもう一度確認してくれませんか。私が質問したことに対して、あなたは出すよと答えを出しているのではないですか。「構成委員は、それは大丈夫だと思いますけど、どなたがどういう意見というのはだめです」、きちんと答えは出ているのではないですか。一度帰って寝たら、全然だめになっちゃったの。19ページの4行目か、5行目ぐらいに、あなたは発言しているんじゃないの。こんないいかげんな議論をしていたらおかしいですよ。成田さんも、成田協議員に申し上げたいんだけど、そんな資料も何もないということはあり得ないですよ。いくら隠密会議か何か、機密員会議か知らないけど、計画決定したんでしょう。行われた議論はきちんと残っているべきですよ。ないなんてことは絶対あり得ない。どなたに聞いても不思議に思うよ。東京都が隠していると言わざるを得ないじゃないですか、はっきり言って。

【司会（西川）】 どうもありがとうございました。では、成田さん。

【成田協議員】 私はすべてないと言っているんじゃないで、都市計画の法に基づいた手続に必要な資料は東京都の公文書館に残っていますので、我々はそれを持ちながら、今度、縦覧するわけでございますけれども、法手続に必要なじゃない参考資料とか、そういうのはたくさん資料がありますから、それをすべてとっているわけではないということです。少なくとも法要件として決められているものに関してはありますので、それは出します。今、図面に関しては、その要件になっておりませんので、説明用の図面ですね。そういうことで、それは保存されていないということですので、ご理解いただければと思います。

【司会（西川）】 どうもありがとうございます。

【濱本協議員】 今の件、もう1度。

【司会（西川）】 では、濱本さん、お願いします。

【濱本協議員】 成田協議員、もう一度お伺い致したいのですが、東京都は42年に決定してから今日まで外環について携わってきたわけでしょう。その担当課は継続して今日までであるわけでしょう、ずっと。その担当課は今もその書類を引き継いで保管していないんですか。

【成田協議員】 それぞれ保存期限というのがあります。例えば関連しているものについては、それを廃棄することもありますけれども、これはずっと長くなっておりますので、東京都の公文書館というところで保存しながら、それを引き継いできております。そこへ行って探して持ってくるというようなことですので、そういうシステムですので、それをご理解いただければと思います。

【新協議員】 あのエイズの資料も出てきたんだから、公文書館にあるんじゃないの、よく探せば。よく探してくださいよ、それは。

【司会（西川）】 公文書館にあるんじゃないかというんですけれども、最後に成田さん。

【成田協議員】 公文書館ですので、基本的には正式に決定した公文書を残しておりますので、今、お話のは参考資料ですね。参考資料まではとっておりませんので、そういうことで、公文書として残っているのを今出していると、こういうことですので。

【新協議員】 それでは、成田さん、どうしてA、B、C、D案と麗々しく書いてあるわけ。A案、B案、C案、D案、外環の経過のところにあなたは書いてあるよ。要約して、今までの決定の結果って、それはどこから出たの。

【成田協議員】 これは議事録にありましたので、その議事録のものをここへお持ちして、皆様にお出ししたものです。

【新協議員】 それでは、ルートそのものもわからないんじゃない、言葉だけだね。言葉だけなんだ。A、B、C、D案というのは、こういうところを通して、こういうところを通りますという言葉だけね。残っていないわけね。

【成田協議員】 それは2,500分の1という図面で残しておりますので、図面は。

【新協議員】 それはあるの？

【成田協議員】 失礼しました。3,000分の1の図面で残しておりますので。

【新協議員】 それはあるわけ？

【成田協議員】 ええ。それが都市計画としての決定事項の公文でございますので。

【新協議員】 そのA、B、C、Dが出ているわけ？

【成田協議員】 A、B、C、Dは出ておりません。ですから、最後に一つの……。

【新協議員】 A、B、C、Dはどこで出てきたの、あなたが麗々しくきちんと書いてあるよ。A、B、C、Dって、間違いなく書いてある。だから、そのA、B、まあ、Cがそうだったら、A、B、Dはどうなっているの。どこがルートなの。

【成田協議員】 新さん、今、私がお説明しましたように、後で原本を確認していただければわかりますけれども、これは当時の都市計画審議会の議事録のものを持ってきたものです。

【新協議員】 だから、AとBとDは言葉だけなのかというの。言葉だけしか残っていないというわけ？

【成田協議員】 今残っているのは、我々の公文として残っているのは言葉だけです。議事録として残っているだけです。

【新協議員】 わかりました。

【司会（西川）】 ありがとうございます。今のでよろしいですか。

【渡辺協議員】 あと、宮良さんの……。

【司会（西川）】 では、武田さん、お願いします。

【武田協議員】 ちょっと議事進行を含めてです。出ない、今ない議論をいくらしても

しょうがない。この都市計画審議会の委員の名前は計算してみると昭和41年ですから、1966年です。

【渡辺協議員】 41年でしょう。

【武田協議員】 昭和41年でしょう。だから、41に25を足すと66年です。36年前なんです。だから、36年前といたら、どんな凶悪犯だって、言葉は悪いけれども、時効ですよ。そして生きている人も少ないでしょう。

【渡辺協議員】 武田さん、それが時効だったら外環は時効になっていいんじゃないですか。

【武田協議員】 だから、それは.....。

【渡辺協議員】 そんなおかしいことはないでしょう。

【武田協議員】 だから、これから何をするかという話をする。つまり名前だけは出したって構わないんじゃないですかと言いたいわけ。時効だから、ほうっておけと言っていない。名前を出したって名誉棄損だとかどうってことはないじゃないですか。

【濱本協議員】 だって、宮良さんは大丈夫だと言っているんですね。

【武田協議員】 だから、別に一々だれがどうだといっているわけじゃない。名前だけペーパー1枚出せばいいんじゃないですか。次回までにご検討願いたい、こういうことです。

【渡辺協議員】 宮良さん、とにかく返答してください。ちゃんと答えていないじゃない、質問に対して。

【司会(西川)】 では、よろしいですか。最後、宮良さん、お願いします。

【宮良協議員】 前は、一つは、議事録は皆さんごらんいただいていると思うんですが、大丈夫だと思いますというお話を、思いますということを言っております。持ち帰って、今まさにお話のとおり検討して、やっぱり担当の部課がございますから、その調整の結果、やはり条例上、個人の名前は非開示ということになっています。思うなど発言したことは、では、大変失礼いたしました。

【渡辺協議員】 はっきり否定してください、私が勘違いしましたということで。はっきりしないからこういう話になるんです。そうじゃないですか。

【司会(西川)】 では、よろしいですか。では、宮良さんのほうから。宮良さんはよろしいですか。

【宮良協議員】 はっきりしなかったことは失礼しました。

【司会(西川)】 どうもありがとうございました。資料の関係は、今日のところ、よろしいですか。では、濱本さん、お願いします。

【濱本協議員】 資料を出される行政の方をお願いしたいんですけども、1回思いますとか、出しますと言っていて、この次にくると変わっちゃうと、出ませんとか、そういうお話はやめましょう。そういうやり方は卑怯だよ、あなた方は。

【渡辺協議員】 無責任。

【濱本協議員】 そう思いませんか。これじゃ、議論できないですよ、原点から議論しようとして話合っている時に行政側の皆さん方の言っている資料の中で、今、計画決定して凍結しているのですよ。まだ外環計画について総て終わってない現況ですよ。外環は今やるのか、やめるのかという議論をしようとしているときに、そういう資料が何も無いというのはおかしいじゃないですか。それこそ外環ありきの議論をやろうとしている姿勢じゃないんですか。東京都はそんな姿勢でいいんですか。この間、私に対してきちんと話をしましょうと言ったじゃないですか。おかしいよ、ほんとうに。協議員の皆さんどう思いますか。そんなことで議論できますか。

【司会(西川)】 では、成田さん、お願いします。

【成田協議員】 濱本さん、全く資料がないと言っているわけじゃないんです。私ども

は、少なくとも法的な法手続の中であるもの、公文として残っているもの、そういうあるものは出しましょうと言っている。現に出しているわけです。

それから、開示できるものと開示できないものがある。開示できるものは開示しましょう、そういうお話をしているの、全く出していないということじゃないわけです。資料があるなし、それは長年たっておりますので、確かに近々であればいろいろ検討をした資料なんか当然手元に残ったりしていますから、そういうのは出せると思いますけれども、これはもう36年前ですので、そういうことで長年ずっと変わってきておりますので、そういう中で倉庫の整理をしたりとか、何かしますと、最終的には、最低限法手続として法定要件で決められたものは保存しておりますけれども、それ以外のものは破棄されていきますので、資料としてあるものとなないものがあるということをご理解いただきたいと思えます。

【司会（西川）】 どうもありがとうございました。では、濱本さん、お願いします。

【濱本協議員】 今の宮良さんの発言にしても、そういうメンバーの名前ぐらいは、どこで決まっているか知りませんが、私は当然出してもいいと思います。どういう理由で出せないんですか。

それともう一つ、私も外環反対連盟の代表ですから申し上げますけれども、我々は36年間運動をしている議論して、反対してきました。最初からの資料をきちんと持っています。我々住民だって持っている資料があります。だけど、あなた方は行政の皆さん方じゃないですか。行政の皆さん方は、決定して外環問題について完全に結論が出るまでは、最低限何年かかっても、何十年かかってもそういう資料を残しておくのは当たり前の話ではないですか。いつどこでそういう資料を出せと言われた時出せるようなシステムになっているのが行政側の最低の管理ではないですか。出せないことはないじゃないですか。そう思いませんか、簡単に言って。それで資料がありません、出せません、はい、終わりました、これでは、そんなばかなことはないんじゃないですか。

【渡辺協議員】 現在、凍結しておるんです。ストップしているんです。

【濱本協議員】 まだ外環はできていないんですよ、東京部分は。計画決定の法律は生きている。それとも破棄されたのですか？もしあなた方が生きているというならば、都市計画で生きているというならば、その資料はすべて1からあってしかるべきじゃないんですか。そんなの、ないというのはおかしい。あなた方は、まあ、ほんとうに外環に携わって間もないかもしれませんが、我々はずっと我慢してきているんです。そういう精神的公害を受けている人がいっぱいいるんです、後に。そういう気持ちをあなた方は考えたことがありますか、この苦勞を。地元の皆さんはもう年寄りになられたけれど怒りを持っているんです、皆さん方に。やっと皆さん方と信頼してお話し合いをしようとしているのに、こういうことじゃどうしようもないじゃないですか。もっと真剣に発言してください。

【司会（西川）】 どうもありがとうございました。成田さん、お願いします。

【成田協議員】 何もしていないとおっしゃいますけれども、我々もそれなりにあるものは出すように努力しているわけです。

【濱本協議員】 だから、最低限出せるなら……。

【成田協議員】 それをもし濱本さんがそういうふうに思っておられるなら、出していただけませんか。むしろ私もそれで議論したいと思っておりますので、お願いいたします。

【濱本協議員】 私は何も我々の資料で議論しようなんて思っておりません。行政側の皆さんの資料が正式なものでしょう。正式なものでお話しなきゃできないじゃないですか。我々の出したものなんて生きやしないんです、その資料は。

【司会（西川）】 どうもありがとうございました。では、よろしいですか。

【濱本協議員】 よくないよ。何がいいんですか。

【司会（西川）】 資料要求はいろいろあったと思いますが。

【新協議員】 物の考え方をちょっと聞きたいんだけど、昭和41年の計画決定以前にさかのぼって外環計画の可否を討議するわけです。このPI協議会は、そういう前提で始まったわけです。昭和41年の外環の計画決定以前に戻るということは、その外郭環状道路の計画決定のために、どうしてここへルートを決めたのかという資料というものは全面的に開示していただかないと判断のしようがないじゃないですか。だって、私らはおかしいと言っているんです。何で今の外環のルートが出てきたのか、どうしても理解に苦しむ。だから、そのルートの選定について討議された資料を出してくれということの中にルートが入ってくるわけです。

しかもどういう構成メンバーであったのかということ、例えば都議会関係者、都議会議員が何名、だれそれが何名というのではなくて、我々は党派別にも知りたいし、例えば国の関係者であれば、国のどういうところの部署から来ていたのか、道路に関するどのような力を持っている人たちが集まってきて決めたのか、それがどうしてそういう人たちが集まってきて、どうして住民に対する説明の義務を果たさなかったのか、その辺のところはどうしても知りたいから構成メンバーを知りたいんです。

だから、計画決定以前にさかのぼってということは、その計画決定に携わった人も含めて、どういう話が提起されて、どういう図面が提起され、どういう説明がなされて、今の外郭環状線の道路の都市計画決定になったのか知りたい。だから、開示してくださいと言っているんです。だから、今の名前も含めて、この外環PI協議会をつくった前提条件だと思ってください。ぜひその辺については説明をしていただきたい。それがないとほんとうに国土交通省や東京都に対する不信というのはぬぐえない。今は隠されているとしか思えないんだ、はっきり言って。だから、それを全部説明した上で、そこで初めて信頼が生まれるし、今現在の首都圏の問題を考えて、どうしても外環が必要だというんだったら十分に議論しましょう。だから、そういうことです。だから、不信感をぬぐっていただきたい。

【司会（西川）】 ありがとうございます。では、成田さん、お願いします。

【成田協議員】 今、新さんがおっしゃったのはよくわかりました。都市計画決定時点、それ以前のことということでございますね。ちょっとその辺は、我々の当時の所管をあれしめすと、東京都の所管じゃなくて、国のほうの所管になっておりますので、これは伊勢田協議員からお答えさせていただきます。

【司会（西川）】 では、伊勢田さん、お願いいたします。

【伊勢田協議員】 当時の建設省がこのルートに関しての調査を行っていたはずだと思います。いずれにしろ、我々行政のほうは確認書にもあるとおり、必要なデータ資料はお出ししますという責務があるということは十分認識しております。先ほど来ご指摘があるように、あるのに隠しているんじゃないかというようなご不信が持たれたままでは、なかなか議論が前に立ち行かないということもあるかと思えます。私どもも、当時、今から36年前、もっと以前にいろいろな調査を多分していたかと思えますので、そういうことも含めまして、今の時点でわかる限りのものを調べたいと思えます。ただ、今時点では、探してはいるんですが、これといったものがないのが今のところの事実です。ただ、ありませんと言って、後から出てきたりすると、これはまた大変なことでございますので、しっかり探して、決して何かを隠しているとか、隠しても何ら今の私どもには得になることはございませんので、しっかり探させていただきたいと、こういうふうに思っております。

以上でございます。

【司会（西川）】 ありがとうございます。それでは、資料の要求の件での議論はこのあたりでよろしいでしょうか。幾つか資料の要求がございまして、議事録をよく確認して、今後、国と東京都から資料を出していただいで議論させていただくということで、今日の

ところは、資料の要求についての議論は以上にさせていただきたいと思いますが。

【濱本協議員】 私の資料も出していただけるんですね、関越の問題だとか、この議事録に出ていると思いますが、資料を出してくださいと申し上げているでしょう。前回、関越の問題。

【司会（西川）】 議事録の中に入っている資料ですか。

【濱本協議員】 あの資料は全部出していただけるんですね。

【司会（西川）】 それは今調べているところだということだったと思いますので。

【濱本協議員】 そういふこと？ 私はそういうふうに関越は聞かされたんだけど。

【司会（西川）】 もう1回、確認しますか。

【濱本協議員】 一つ一つ確認してください。だから、資料を出してくださいと協議員の皆さんが言われたんだから、言われた方については、出ていないものは、すべてどの様に出されるのか、それをまず確認しましょうよ。

【司会（西川）】 今日、この場でということで、わかる範囲で。

【濱本協議員】 だから、今の41年のも、今、彼が言ったんだからいいけれども、そのほかに出しているでしょう、関越のことについて。関越をつくるときに出た問題。

【司会（西川）】 では、武田さん、お願いいたします。

【武田協議員】 ここにある旧法に基づいて、新法は昭和43年でしたか、四十何年ですね。この旧法でやられた。私どものほうは、オリンピックが39年ですから、その2年ぐらい前から例の関越計画についての行政の動きが始まったようです。約40年前の話ですから、今そちらにお並びの行政のみなさんは生まれていない。生まれていても、小学生ぐらいでしょ。そういう経過はくわしくない。加えて、新法ではなく、旧法で行われたことであるから、非常にあいまいさや、いろいろな政治が関与したんだろうし、不透明な部分もあるんだろうと思います。そういう背景の中で、私どもの関越は国幹計画の中で一気呵成に決められてしまった、不幸な歴史的な経緯があるわけです。だから、ないのならないでいい。あるならば、それは真摯に出してください。こういうことをお願いしたいんです。多分この間の大寺さんの説明の中でも、国幹審議会の議事録があるはずだが、あったら出してくださいということを僕は言いました。

でも、あの当時の都市づくり、旧法の片仮名書きのこれを読みますと、とてもじゃないが、まちづくりなんていう意識は一つもない都市計画法です、旧法です。ですから、そういう中でやられたんだから、相当ひどいものであったらと思うなとは思いますが、そのところを皆さんが原点に戻ってという意味は、ただ揚げ足取りをしてどうこうするんじゃないんだと。それだけいいかげんなもので私どもの関越はつくられました。住民は泣きました。現在もそうです。

それから、外環についてもほぼその姿勢で、この新法は昭和43年ですが、ですから、旧法と同じくらい相当いいかげんだったということはわかります。しかし、今過去の歴史のそれをいくら断罪しても戻るわけじゃないけれども、この段階でそれを明らかにして、これからやる外環なり、都市づくりについては、そういう歴史を繰り返さないためにも、いろいろな情報を開示してもらって、前向きの論議をしようじゃないですか。それがこのPIだと思うんです。そのところが全然氷解しない。不信感の塊がぶつかり合う形になっちゃっているから、もうこれは十何回論議をしているが少しも本論に入れられない。詰めた話ができないで来ている。出せるものは出せる。出せないものは、資料の保存が非常に不完全でございましたということで、次回、明らかにしてほしい、そのような対応を求めます。

この資料をめぐる論議はこれくらいにして、あとは司会のほうで本題に進めるような取りはかりをしてほしい、このように思います。

【司会（西川）】 どうもありがとうございました。資料の要求についての議論は、最後、

確認のために資料2で、前回の意見を整理させていただいてまして、その裏に、で、昭和41年都市計画決定時についてということで出された議論を整理させていただいています。これを最後に確認して、それで今日の議論は終わりにさせていただきたいと思っております。1つ目、2つ目、3つ目につきましては、先ほど宮良課長から対応方針の説明があったかと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

それから、4つ目、大臣の国会の委員会議事録については、今回、提示があった。その下の都市計画審議会のメンバーということについては、先ほど議論があったことで、宮良さんから説明があったとおり、開示することはできないというご説明だったと思います。

それから、下2つの法の手続のやり方については、今回、ご提示があったということでございます。

次の国幹審の議事録、先ほど濱本さんからご指摘があったのは下から2つ目の点ではないかと思いますが、関越道ができるときの住民と行政との話し合いの議事録ということで、この2点について、さっきの国幹審については、先ほど話がありました。下から2つ目の関越道ができるときの住民と行政との話し合いの議事録、それからアセス関係の資料ということで、この点につきましてはまだちょっとははっきりしていないということだったと思いますが、この点について、以上よろしいでしょうか。

では、伊勢田さん、お願いします。

【伊勢田協議員】 関越道ができるときの住民と行政の話し合いの議事録というものは、当時の説明会でのやりとりを行政側がメモしたようなメモはありますが、議事録と言われる、今回やっているように、双方が確認したようなものがございません。一方的に当方がメモしたものはありますが、これは当方の一方的なものでございますので、必ずしも意見をおっしゃった住民の方がそうおっしゃっているかどうかというのは、相手の方のお話もありますので、こういうものを公開するのはいかがかなと考えております。

アセス関係の資料については、対応がおくれておりまして、申しわけございませんでした。これについては早急に対応させていただきたいと考えております。いずれにしても、きょう、私どもの資料出しが、国幹審の議事録もそうでございますが、不十分だったことは大変おわび申し上げます。申しわけございませんでした。

【濱本協議員】 今、関越道と書いてあるのは、これは関越道なんですけれども、外環の部分で。地域住民に事業説明会を開かれた時、その時住民から要望された意見や行政側から回答された内容だとか、そういう資料があると思うんです。私も準備会で一度聞いたことがあるので、そういう資料はあるとお聞きしておりますから、それは当然メモの様なものであるだろうと思いますけれども出して下さい。お願い致します。

【司会(西川)】 では、ありがとうございました。今の資料-2の部分は修正をさせていただくということで、資料の要求に関連する議論につきましては以上にさせていただきたいと思っております。

それでは、今日、4名の方から資料をご提出いただきました。それから、先ほど参考資料として事務局から有識者委員会の資料説明をさせていただきました。それから、これまで議論は不十分でしたが、これまでに提出している資料につきましては、机の上のファイルの中にとじております。これらについて、これから、残り時間はわずかになってまいりましたが、議論していきたいと考えております。

前回、進め方、必要性の有無、昭和41年都市計画決定時について、その他の4つのグループに議論のポイントを整理させていただいています。1つ目については、前回、今後、運営委員会という別の場を設けて議論していこうということで、運営委員会での議論の状況を見ながら、この場でも議論できればと思っております。前回、3点目の昭和41年の都市計画決定時についての議論をさせていただきましたが、時間の都合でそこは十分に議論できなかったのかなと。今回、確かに資料は不十分でしたが、幾つか資料は出

ています。前回の続きということであれば、まずその点を少し、今日出ている資料だけでも議論した上で、残りの論点の2点目の必要性の有無について議論していくということで、既にお配りしているファイルの資料を見ながらご議論いただければと考えております。

それでは、まず最初に、今回提出していただいた資料について、何かご質問があればいただけますでしょうか。よろしいですか。では、柴田さん、お願いします。

【柴田協議員】 質問じゃないんですけども、米津さんから、渡辺さんからも出ていますが、この東京環状道路有識者委員会の最終提言について、私の意見を述べもらいます。前回のこのPI外環沿線協議会で指摘しましたけれども、そのときは、有識者委員会の資料の論点整理案という案がついていましたが、今回、最終提言としてまとめられていますが、インターチェンジ無し地下化を検討の基本において議論を進めるべきだというくだりです。

多少、表現が「検討の基本において」という「検討の」が入ったように見受けられますが、中身としてはそう変わっていない。PI沿線協議会が議論がなかなか進まないから、具体的な条件を設定した計画案が必要だというようなことが書いてあります、最終提言の3ページのところに、必要性の議論を進めるためには、具体的な条件を設定した計画案が必要であると。これは助言ということ承ったとしても、今、その原点の議論をやるようとしている、こういうときに、これは検討の基本案、これをベースにして議論すべきだなんていう、そういう提言をするということ自体が、この有識者委員会の公正中立な立場からPIプロセスを審議、評価、助言するという立場をまさに逸脱したものだということかと思うんです。

こういう提言が出て、こういう提言で、PI協議会がそのベースに乗って必要性の議論をしようとしたら、これは間違いだと思うんです。そこはよく認識しないといけないことだと思います。必要性の議論をする場合には、外環整備をした場合と整備しない場合、インターチェンジを設置した場合、設置しない場合、5カ所予定しています。全部設置した場合と全部設置しない場合、その中の幾つかを設置した場合、そういうさまざまなパターンが考えられるわけで、それはいろいろな観点から議論していかなければ結論は出せない。それをインターチェンジはまずなしだということから出発すべきだなんていうこと自体がおかしいわけで、これは国土交通省と東京都が出している計画のたたき台です。ここにはきちんとインターチェンジの考え方が書いてあるわけです。

もう1回、確認のために読みましょう。「インターチェンジについては、地域の動向や交通状況を考慮し、それぞれどのように設置するか、設置の有無を含めて検討します。」検討のポイントというのがあって、「地域の利便性、地域コミュニティへの影響、接続道路への影響、設置しない場合にかわりとなり得るインターチェンジの位置、交通処理、施工時及び完成時の地域への影響、さらには新たなまちづくりなどの観点から検討します。」まさにこれは総合的に検討していくという姿勢がしっかりあらわれているわけです。この有識者委員会の提言というのは何なのか。こういうところでPIを議論を誘導していこうということ自体がまさにパブリック・インボルブメントという趣旨を理解しない提言としか言いようがないんです。三鷹市として、地元市としての立場からすれば、計画のたたき台の示されたこの方向でぜひ必要性を議論していきたい。外環の必要性、インターチェンジの必要性です。そういうふうに思います。

もう一つだけ言いますと、今、この時点で最も必要性の議論で重要なのは、これは有識者委員会の中にもありますが、次の段階以降、交通需要予測等についてより詳細な試算が必要である。さらに地域の環境悪化に対する影響も評価も今後必要であるというようなことが書いてあります。この点はまさにそのとおりだと思います。こういうデータをきちんと示されて、初めて必要性も議論できる、インターチェンジの設置の云々も議論できるわけで、こういうデータを早く開示してもらいたい。ぜひこの必要性の議論をこれから深め

るに当たっては、この点をもう一度、これは何回も言っているんですけども、もう一度強く要望したいと思います。よろしくをお願いします。

【司会(西川)】 どうもありがとうございました。それに関連するご意見で、では、新さんよろしいですか。

【新協議員】 有識者委員会のこの第11回の議事録を、案になってはいますが、一応見たんです。だけど、最終的な提案に至る結論とこの中で言われていることとは大分ニュアンスが違うような気がするんです。何が言いたいかというと、まとめたものについては、かなり国土交通省の出された資料をうのみにしているというか、そういったものをもっとも重点的に見ていって、それで誘導されているというような感じになっているんです。しかし、議事録の内容はそういうふうにはなっていない。かなり外環をやめることの可否も絶えず視野に入れて、さまざまなことを考えていかなきゃならないと言っている委員がたくさんいるにもかかわらず、それはこの中にはほとんど出てこない。事務局がどういう形でまとめたのか知らないけれども、確かに今まで有識者委員会の中で話されてきたことの断片的なことは、そういう記述が載っています。今、精査していないから、それはどこのいつの委員会のどういうときの何ページ目かということは言えないんですけども、そういう発言をしたものを拾い集めてこういった形になっている。

大体インターチェンジをなくしてどうのこうのとかが、有識者委員会で言うべきものではないだろうと思うんです。先ほども米津さんから言われたけれども、あの中には、有識者委員会は沿道というか、外環が通るところに住んでいる人さえいないと私は思うんです。そういう人たちが、それは経済原則だとか、そういったことを考えるのは結構ですけども、そういうものを基準にして、外環周辺の住民の生活だとか、人生だとかというものを含めて判断するのというのは極めて不当だと私は思うんです。

大体PIの時間管理、そういうことは確かに言っていました。だから、15年3月までに、地下化のプランが出たから、2年間たったから出すのが当然みたいなことが書いてある。確かにそういう発言をしている委員はいます。これだっておかしな話だね。だって、あのトンネル化ということで、全部一応もとに戻して、それでこのPI協議会に入ってきたはずなんです。それなのに、どうしてそこから2年が来年の3月でできるから、そこまでに結論を出せなんて、そういう勝手というか、非常に恣意的な発言が出てくるのか私はわからない。そういうふうには持っていこうとしているんじゃないかという気がしてしょうがない。最終報告をまとめたのは、事務局がまとめたんだろうけれども、そこへ持ってくる話の結論というのがこの委員会の中で話されていたこととは大分違うと私は思うんです。それは有識者委員会の委員個人に聞けばわかるかもしれませんが、PI協議会については、この有識者委員会の発言というのは、結論というのは、私は無視して構わないと思っているんです。私の意見はそういうことです。

【司会(西川)】 では、まだ発言されていない方もいらっしゃるので、栗林さん、お願いいたします。

【栗林協議員】 今、お話の出ている有識者委員会の最終提案でございますけれども、昨夜、資料をいただきましたので、完全には読みきれておりません。まず、私の感じ方としては、まだPIが始まったばかりで、このPIのプロセスを管理するはずの有識者委員会がこのような結論を、報告書をまとめてもう終わってしまうということであれば、一体この有識者委員会というのはほんとうにPIプロセスを管理する気持ちがあったのかということ、はっきり言って疑います。

この報告書を見ますと、やはり一つ一つのことについて、残念ながら十分な精査をしていないと言わざるを得ないと思います。そのために、この結論が非常に誘導型になっている。その一番端的な例がこの記録、いつまでやるんだということなんです。この案では、平成15年3月をめどに行うべきだと書いてあったのが、最後にまとめたものでは、1

5年3月に2年を迎えるということを確認して取り組むべきであると言葉が変えられています。

しかし、途中経過では、平成15年の3月にもう終わるべきだということをはずです。こういったようなことを考えても、これは誘導型であって、これに我々協議会としては、この最終提言よりも、むしろ今となっては、最初に決めたPI外環沿線協議会だとか、あるいはPI外環協議会設立に向けた確認内容をよりどころとしてやっていくほうがより我々としては賢明ではないか、こういうふうに思います。それが私の意見でございます。

【司会（西川）】 どうもありがとうございました。では、新谷さん、お願いします。

【新谷協議員】 私からは事実だけ確認させていただきたいんですが、この有識者委員会の添付資料、例えば2-16、17で、移転もしくはインターチェンジの有無について、資料がございますけれども、その次の参考資料2-1、例えば年間経済便益が3,000億円だとか、今まで委員会で提出されました外環を整備するための効果、SPMだとかNOxがこれくらい削減されますという資料を今まで、あるいは環状八号線の交通量がどれくらい減るとい資料をご提示いただいておりますけれども、これはインターチェンジがある場合、ない場合、どちらを前提にされているのでしょうか。あと、事実として、インターチェンジがないという場合でも、このようなNOxもしくはSPMの削減効果がどれくらいあるのかというものが試算されているのでしょうか。それを教えてください。

【司会（西川）】 ありがとうございます。では、伊勢田さん、お願いいたします。

【伊勢田協議員】 今のご質問でございますが、これまで私どもからお出ししたファイルの中にとじてある効果とか影響の資料につきましては、5つのインターチェンジがある場合で試算しております。インターチェンジがない場合ですと、効果は減る方向になりますが、その数字は持ち合わせておりません。同じく影響のほうも、当然ながらインターチェンジがなくなれば地上部との連絡部の部分が少なくなるということになります。こちらのほうは地図でお出ししておりますので、これは反映してあるのかなと考えられます。あと、費用対便益も、5つのインターチェンジがある場合でございますので、インターチェンジがない場合は、便益が下がると考えられます。

以上です。

【司会（西川）】 どうもありがとうございました。それでは、有識者委員会について、武田さん、お願いします。

【武田協議員】 この最終提言を克明に読まさせていただきます。どうしてこういうことになるのかな。まず第1に、1ページ目の2の一番おしまいの2行、「平成13年12月には、道路計画合意形成研究会の提言を受け、我が国初の構想段階のPIにおける第三者機関として、本委員会が設置された。」非常に限定しているんです。全文を読んでみて、じゃあ、これだけの有識者が集まって何かをおっしゃるんだから、当然東京の、特に23区西部地域、あるいは南部地域の武蔵野ゾーンについて、東京都は水と緑の系ということを行っている地域について、非常に高い次元のまちづくり、あるいは都市づくりの方向性ぐらいは示すのかと思って期待していました。ところが、ここにあるように、道路計画合意形成研究会の提言を得て、我が国初の構想段階のPIにおける第三者機関だとえらく限定的にしているんです。これで有識者委員会と言えるのですか。

それからもう一つ、先ほどどなたかも触れていましたが、構想段階のPIにおける第三者機関、私が理解しているPIというのは、パブリック・インボルブメントというのは、少なくとも学者先生というのは住民でも市民でもないわけですから、PIに入る資格があるのだろうか。少なくとも私のオックスフォード・イングリッシュ・ディクショナリーによれば、パブリックというのは行政です。それからインボルブメントというのは、言葉は悪いけれども、3番目に巻き込むという語彙がございます。そういう意味でいうと、もち

ろん参加とか、行政に関与させるとか、いろいろな上品な言い方をしますけれども、ほんとうの意味は、インボルブメントというのは巻き込むことです。だから、そういう意味で、まあ、それも結構でしょうと思った。かつて都政の中では都民参加だとか、あるいは住民参加という概念もあったから、それでもいいかなと思っておりました。少なくとも、都民でもない、学識経験者という特殊な社会的地位にある方々が、何でP Iの第三者機関として本委員会が設置されたとぬけぬけと言えるのか、まず第1にそう思いました。

それから、まちづくり、都市づくりについての何の理念も方向も示さない。非常に各論的な話をだらだら並べた。非常にかっかりした答申でございました。

あと、長くなりますから、途中は省きます。3ページにインターチェンジと上部利用ということで、既に皆さんご承知のように、ジャンクションだけつくればいいんだと、非常に乱暴な議論がございました。

ところが、3ページが一番下です。インターチェンジと上部利用について、「なお、一定期間内に、地元区市からの明確な要請がなされた場合には、インターチェンジ設置を盛り込んだ案も検討出来るように、配慮すべきである」、これは何を言っているんですか。地元が要求したらやるということはよくある話で、この前も触れましたが、この外環計画の財源論の問題です。地元区市が望んだら、インターチェンジをつくるように検討できる。その財源は区市が持ちなさい。あるいは東京都が持ちなさいということなのか、そういう含みがあるのか。いや、そうじゃない。地元が求めた場合には、当然関連インターチェンジについては、国費、あるいは道路財源で見るとあるのか、ないのか。これは国交省にお伺いしたい。どういうことなんですかということ。

それから、次、4ページ、「柔軟な対処」という下から4つのくくりの下です。柔軟な対処、「ただし、外環計画を実行する場合にせよ廃止する場合にせよ、そのデメリットについても明確に公開し、P Iを通して、実行ないし廃案を選択した責任について、住民、区市とも分かち合うようにすべきである」、これは何を言っているんですか。そういう選択をしたP Iが悪いということですか。あるいは国と都と住民と区市がその責任を分かち合うんです。お互いみんなが悪いんですと、こういうことを言っているのか、非常に不消化な言葉です。では、そういうことを言った先生方はどういう立場なんですか。何かえらく超越した神みたいな存在ですね、この表現。これについても日本語としてもおかしいし、責任意識が非常に不明確だという意味で、むしろこの答申を出した諸先生方にお伺いしたいと、こう思います。

あと、まだございますけれども、とりあえずその幾つかについて、事務局を務められた国交省、あるいは東京都にそのことについてお伺いしたいと思います。

以上です。

【司会（西川）】 どうもありがとうございました。他に何か。では、濱本さん。

【濱本協議員】 今回の有識者会議の提言につきましては、皆様方からいろいろ話がありますので、それ以上同じようなことは申しません。ただ、一番残念なのは、私どもとしては、せっかくP I沿線協議会を今やっている中で、構想の段階からということですから、有識者会議の提言の中で、インターチェンジ等構造の一部のみが非常に大きく取り上げられたということは非常に残念です。私ども住民としては、構想段階から協議するというならば、やはり先ほども最初に議論しましたけれども、過去の問題を通じて、そして、その反省の中から、インターチェンジだけじゃなくて、構造の問題だけでなく、ルートの問題からもすべて議論すべきだと思います。そういうことで、我々はP I沿線協議会に参加していると私は思っていますので、そういうことを議論しないで、こういう結論を出されたということは非常に残念です。先ほど栗林協議員からも申し上げたように、私としては、準備会からの確認書に基づいてきちんとすべての議論をして、必要性があれば地下化のこともお話をしたいと思いますが、その前に外環が必要じゃないという結論であるな

らば、そこで議論はストップして「外環の必要なし」としての「まとめ」を行うと思っております。

【司会(西川)】 どうもありがとうございました。それでは、他にご意見ございますでしょうか。それでは、江崎さん、お願いいたします。

【江崎協議員】 有識者委員会の提言の「はじめに」のところにあるように、有識者委員会には、透明で客観的で公正に行われているかどうかをチェックしていただくことを期待していました。私はこれまで必要性に関して、国が出している資料に疑問をいろいろ投げかけてきましたが、有識者委員会の委員の中には交通の専門家もいたことですし、本来はそういうことをしていただきたかったです。にもかかわらず、3ページ、「これまでのPIの評価のまとめ」のところで、「総じて行政側から概ね合理的な資料提供がなされている」とあります。ほんとうに有識者委員会の委員の方々が積極的にチェックをしているのかどうか非常に疑問です。

国が出している情報を見て何の疑問も持たなかったんでしょうか。交通のデータに関してもそうですし、今回、協議員のアンケートの中にももう一度書きましたけれども、海外との比較についても、都心環状線や環七、環八が抜けたままになっているのも、まだそのままホームページに載っています。経済的便益に関して、大気汚染裁判もあり、おそらく地域はこの道路ができると大気汚染、騒音、振動、いろいろな公害をこうむることになるでしょうし、その他にも環境とか精神的苦痛とか、いろいろあるはずなのに、その費用を差し引かずに、経済的便益のほうだけ取り上げています。また、単に外環があるなしだけではなくて、例えば交通需要マネジメントを導入した場合にはどういう計算になるんだろうとか、そういうこともせっかく商学部の先生もいらっしゃるんですから、計算していただきたかったです。

そういう点からいうと、一体何のための委員会だったのか、やはり国や都のしていることを追認するためだけに置かれた機関だったのではないかと思えます。そのような委員会の提言は全く無意味ではないかと思いました。

それから、1ページ目の下のほうに、「首都圏の慢性的な渋滞の緩和、首都圏の環境負荷の軽減に期待するところが大きい」とありますが、これが期待どおりになるかどうかがおそらく最大の関心事だと思います。

済みません。私はおくれて来たので、最初の説明を聞いていなくて申しわけなかったんですが、「外環の効果事例に関する補足」で、私が前回、指摘した大門に関して取り上げられているんですけども、予測はあまり当てにならなくて、現状はどうなっているかということがおそらく大事だと思うんです。大門は、これは463号ではなかったということなんですか。私ももう一度確認してみます。

もう一つ、そのときに申し上げたのは、463号に限らず、そこにある観測地点すべてを足して平均してみたいということも申し上げています。また、バイパス効果がほんとうにあるのであれば、放射道路の都心側区間というのは、交通量が減っていないとおかしいと思いますので、その辺もまたぜひ出してみたいと思います。

以上です。

【司会(西川)】 どうもありがとうございました。それでは、有識者委員会の関係で、意見はございますでしょうか。では、水上さん、お願いします。

【水上協議員】 練馬区でございます。私も今回の有識者委員会の提言については残念でございます。私も練馬区は外環供用区間の終点でございます。都内で唯一の外環の出入り口である大泉インターチェンジを抱えているわけでございます。このため、大泉インターチェンジ付近におきましては、周辺的生活道路に通過交通が入り込んでおりまして、交通渋滞の発生や環境悪化を招くなど区民の生活環境が脅かされている、このような状況にあるわけでございます。

しかしながら、今回の提言につきましては、このような状況に対する認識に全く欠けているんじゃないかと思わざるを得ません。と申しますのも、今後の議論においては、移転家屋数はできるだけ少なくして、地元住民への影響を軽減化することが最も重要視すべき観点であるとの判断に基づきまして、インターチェンジ無し案を基本に議論を進めることだとか、あるいは地上部利用、外環の必要性に関する行政判断、政策方針の決定がなされた後に具体的な検討を進めることというような提言がなされております。このような有識者委員会の提言につきましては、ほんとうに地元の状況を理解した上での提言なのか、その辺が大変気になるところでございます。

したがって、私どもとしましては、やはり昨年4月に出されました計画のたたき台、5つの項目についてきちんと議論していくことが必要である。そのような意見を申し上げておきたいと思えます。

【司会(西川)】 どうもありがとうございました。それでは、お時間もありますので、あとお1人ぐらいご意見をいただければと思います。では、渡辺さん、お願いします。

【渡辺協議員】 前日も言いましたが、きょうも本質に多少踏み込んだような形になりましたけれども、結局時間切れで終わる形になります。私は前日も提言したんですが、ぜひともきょう、決めていただきたいんですけども、運営委員会を、年内はこれで終わりなんですけれども、取り扱いは別にしますが、きょう、アンケート用紙がありますけれども、これでぜひとも運営委員になってもいい、参加してもいいという方はこれに記名して、今週中に事務局に送って、あと、懇談会という話がありましたけれども、一応、運営委員に立候補する方がどれくらいいるか、それからまた、運営委員会としてどれくらい的人数が妥当なのか、事務局で決めていただきたいと思うんです。とにかく今のままだと運営委員会自体がいつ決まるのか、これは検討つかない段階になっておりますので、運営委員会でもう少しきょうあたりの話を絞り込んだ形を早くしないと、また次回も時間切れで終わってしまうと懸念されます。ですから、とにかくきょう、ここで一つ結論を出してほしいのは、運営委員会に参加する方は今週中にアンケート用紙に書いて、立候補なり、推薦なりしてほしい。取り扱いは事務局に任せるという提案です。

【司会(西川)】 それでは、今、渡辺さんからご提案がありましたけれども、前回ちょっと議論させていただいた運営委員会ですが、事務局から送らせていただいた資料は参考資料-6でお配りさせていただいております。それではなく、今の渡辺さんのご提案であれば、運営委員会に参加しようという人ですか。

【渡辺協議員】 運営委員として立候補というか、参加してもいいという意向のある方をまずピックアップして、あとはどういう構成にするかは事務局にお任せします。ただ、それを先にやらないと決めることができないだろうということです。

【司会(西川)】 今のご提案を確認させていただきますと、運営委員会に参加したいという方について、まず、お手元に黄色い紙を皆様にはお配りしておりますけれども、入っておりますか。

【秋山協議員】 発言したいんですけども。

【司会(西川)】 ちょっと提案の内容だけ確認させてから、再度お願いします。提案の内容は、黄色の紙に、参加したいという旨を書いて、今週中に提出していただくということで、それを見て、どういう形態をとるか、事務局で案を考えるということの提案だったと思いますが。それでは、それについて秋山さん、お願いします。

【秋山協議員】 運営委員会をつくるんですか。つくるんだったら、そのときに参加するかしないかという今の渡辺さんの提案じゃないかと思うんですけども、つくりないうらば、参加も不参加も全くないはずなので、つくるか、つくりないうらというところが前提になって、参加するか、参加しないかという話になっていくと思うんですけども、いかがでしょうか。

【司会（西川）】 それにつきましては、前回、議論させていただきまして、設けるということについては皆さん同意いただいた上で、今のことが提案があったということでございます。ですから、運営委員会のようなものはつくるんだけれども、形態がまだ確かに前回のときには決まっていなかったということで、今の渡辺さんの提案があったのかなと思っております。

それでは、秋山さん、お願いします。

【秋山協議員】 今までの経過をずっと見ていきますと、発言が偏っているとは言いませんけれども、5分以内という細則をオーバーしていたり、非常に司会者の指名によって発言するとか、皆さんが一緒になって決めた細則なんですけれども、この細則そのもののがかなり守られていないんです、残念ながら。これは見ていきますと恥ずかしいんですけれども、こういう状態でまた別の委員会をつくって、この中で、きょうも発言されない方が半分くらいいらっしゃるんですけども、発言される方、これは結構なんですけれども、その方だけの委員会になっていっちゃうような気がするんです。そういう場がちゃんと均等に発言の場が来るのかしらと私は疑問に思うんです。ですから、皆さんがお決めになるならば、それに私は従いますけれども、運営委員会がもしあったとしても、限られた発言者だけの委員会になっていっちゃうんじゃないかなと感じます。

以上です。

【司会（西川）】 どうもありがとうございました。それは事務局の進行方法にもよってくると思いますので、それも当然、運営委員会の中で議論していくのかなと思います。基本的に今の流れは、前回、運営委員会については設けようということで皆さん合意いただいたと思いますので、つくる方向で、どういう形態でやっていくのかということだと思います。それで今の渡辺さんの提案があったということですが、米津さん、お願いします。

【米津協議員】 私もこれを書いているんですけども、この協議員のアンケートの回答率がものすごく悪いんです。例えば運営について不満という人は1人しか書いていない。無回答の人が18人、不満が1人しかいないから、西川さんが運営のやり方を変えないんだとは思いたくないけれども、有識者委員会のほうで、PI外環沿線協議会は、進行役を務める国と東京都は運営方法を改善し、議論が深まるように努めるべきだなんてお題目みたいな、何が何だかわからないような通り一遍の書き方をされちゃうんじゃないかと思うんですけども、これはみんなで、この会がどうだったとか、あるいは運営についてどうだったと、せめてそのくらいは印をつけて、全員がこれを事務局へ送ればもうちょっと西川さんも参考になるでしょう。あまりにも回答率が悪いので、私も気になっていたんですが、このくらいの数字だけでもって信用はできないと思います。

【司会（西川）】 わかりました。どうもありがとうございました。

【米津協議員】 だから、せめて1回くらいは、全員がこのアンケートを書いて出すくらいの意気込みでやってください。

【司会（西川）】 どうもありがとうございます。今、できるだけアンケートのほうもぜひ書いていただきたいということで提案があったかと思いますが、それでは、最後、確認で、運営委員会について、先ほど渡辺さんからあった提案については、そういう形でよろしいでしょうか。今週中に、もし参加したいという方がいらっしゃれば、お手元の黄色い紙に名前を書いて事務所に送っていただくということで、それで体制を考えたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、そういう方針でさせていただきます。

それでは、今日もちょっと時間を過ぎてしまいましたので、最後に、今日の議論のまとめというか、次回のテーマを確認させていただきたいと思っております。

今日は、冒頭で「昭和41年都市計画決定時について」というテーマについての資料要求が前回ございまして、それについてのやりとりがあったかと思っております。先ほど確認させ

ていただきましたように、まだ調査中のものもあるということでございますので、次回に出せるものまでは出して、それを使って引き続き議論させていただくということで考えたいと思います。

それから、2点目に、後半で、有識者委員会の提言について、ご議論があったかと思えます。これも必ずしも十分ではなかったのかもしれないので、まだご発言が不十分だった方がいらっしゃれば、有識者委員会についてもご発言いただいて、ご議論いただければと思います。

それから、今日、米津さん、それから渡辺さんから提出していただいたペーパーにつきましても、時間が割けませんでしたので、それについても次回ご議論させていただいて、当然それまで過去提出してきた資料も含めて議論させていただきたいと考えています。

それから、先ほどの確認ですけれども、アンケート用紙に運営委員会の参加表明を書いていただいて、一応今週中に提出していただくということにさせていただきたいと考えております。

私からの確認事項は以上でございます。

それでは、次回の日程確認を最後にさせていただきます。事前にお知らせさせていただいておりますけれども、今回は1月21日、火曜日、7時からということで予定しております。正式な案内につきましては、別途事務局からご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、予定の時刻を過ぎておりますので、以上をもちまして第11回PI外環沿線協議会を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。

了